7　天井の全部が強化天井（下方からの通常の火災時の加熱に対してその上方への延焼を有効に防止することができる天井をいう。）である階等については、間仕切り壁を小屋裏又は天井裏に達することを不要とすることとした。（第一一二条第二項並びに第一一四条第二項及び第三項関係）

8　建築物の二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱等による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものである場合における当該部分等については、第五章第二節等の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなすこととした。（第一一七条第二項、第一二九条の二の二及び第一三七条の一四第二号関係）

9　特別避難階段の付室に一定の排煙設備等を設けることに代えて、階段室又は付室の構造を、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとすることを認めることとした。（第一二三条第三項第二号関係）

10　一定規模以上の国土交通大臣が定める空間を確保し、当該空間から容易に各階に進入することができるよう、通路等であって、高い開放性を有するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを設けている場合においては、非常用の進入口を不要とすることとした。（第一二六条の六第三号関係）

11　全ての建築物について、避難安全性能を有するものであることの認定を受けられることとした。（第一二九条第一項及び第一二九条の二第一項関係）

12　全館避難安全性能確認建築物の屋内に設ける避難階段に対する第一二三条第一項第七号の規定の適用については、同号中「避難階」とあるのは、「避難階又は屋上広場その他これに類するもの（屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。）」とすることとした。（第一二九条の二第二項関係）

13　非常用エレベーターの乗降ロビーに一定の排煙設備等を設けることに代えて、昇降路又は乗降ロビーの構造を、通常の火災時に生ずる煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとすることを認めることとした。（第一二九条の一三の三第一三項関係）

14　型式適合認定に係る一連の規定に、建築設備に係る規定を除いた規定を追加することとした。（第一三六条の二の一一第一号関係）

15　第一三七条の二及び第一三七条の一二第一項の対象に、超高層建築物を追加することとした。（第一三七条の二及び第一三七条の一二第一項関係）

16　定期報告を要する昇降機等は、第一三八条第二項各号に掲げるものとした。（第一三八条の三関係）

17　建築基準法第八七条の二の規定により確認等を要する建築設備に、一定の小荷物専用昇降機を追加することとした。（第一四六条第二号関係）

18　この政令は、平成二八年六月一日から施行することとした。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日を定める政令（政令第七号）（国土交通省）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二七年法律第五三号）の施行期日は、平成二八年四月一日とすることとした。

◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（政令第八号）（国土交通省）

一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令関係

1　エネルギー消費性能に係る建築物に設ける空気調和設備その他の建築設備は、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とすることとした。（第一条関係）

2　建築基準法第九七条の二第一項又は第九七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内で都道府県知事が所管行政庁となる建築物は、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物以外の建築物等とすることとした。（第二条関係）

3　建築基準法に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の一〇分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の一〇分の一）とすることとした。（第三条関係）

4　基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査

㈠　所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造及び設備の状況に係る事項のうち建築物エネルギー消費性能基準への適合に関するものに関し報告させることができることとした。（第四条第一項関係）

㈡　所管行政庁は、その職員に、基準適合認定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができることとした。（第四条第二項関係）

二　国土交通省組織令の一部改正関係

住宅生産課の所掌事務として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関することを追加することとした。（第一一九条関係）

三　この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

政　令

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五号

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十八年六月一日とする。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六号

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二イ⑵、同法第六条の四第一項の規定により読み替えて適用される同法第六条第一項（同法第八十七条第一項及び第八十七条の二において準用する場合を含む。）、同法第十二条第一項及び第三項（これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第一項第二号から第四号まで並びに第二十二条第一項並びに同法第三十五条及び第三十五条の二（これらの規定を同法第八十七条第三項において準用